

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針の 主な変更点（案）

- ・ 基本指針は5年ごとに見直すこととしており、現行基本指針（令和3年10月告示）は、令和8年度秋までに変更予定。
- ・ クマ、イノシシの市街地等への出没、クマ、ニホンジカ、イノシシの個体群管理、捕獲の担い手の継続的な確保等の観点で基本指針の記載を見直す。
- ・ 点検項目ごとの基本指針の主な変更点を以下の通り整理した。

点検項目	主な変更点（新たに追加を検討する記述等）	主な変更箇所 <small>（資料2-3の頁数）</small>
1.鳥獣の管理の強化	<p>【1-1 危険鳥獣の管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県が長期的・計画的な管理施策を平時から講じ、<u>市街地等への危険鳥獣の出没防止が基本</u>であり、それでもなお出没した場合に限り市町村が緊急銃猟によって対処することを追記。 ● クマについては、<u>集落周辺での誘引物の除去、農地への侵入防止、追い払い、出没ルートや隠れ場の刈払い等を複合的・効果的に進めることが重要</u>であることを追記。また、<u>地域個体群ごとに目標個体数や捕獲目標数を設定し管理を進める</u>ことを追記。 	P.10、P.55-56、P.78
	<p>【1-2 半減目標の達成に向けた捕獲強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 半減目標については、シカ、イノシシの最新の推定個体数、両種とも依然として高い水準にあり<u>目標達成に向け更なる捕獲強化が必要</u>となっていることを追記。 ※今後の具体の対応については、特定計画作成のためのガイドラインにおいて対応（シカは令和7年度改定、イノシシは令和9年度改定予定）。 	P. 2-3
2.鳥獣の保護の推進	<p>【2-1 鳥獣における鉛汚染対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 令和2年度から実施している全国モニタリングの結果、全国的な鉛汚染が認められ、その一部は鉛弾によるものであることが確認され、その一方で鉛弾以外の要因が十分明らかになっていないため、引き続き科学的知見の集積が必要であることを追記。 ● 国は、都道府県の協力も得て、指定猟法禁止区域の設定の検討を行うとともに、普及啓発・非鉛弾への切り替え促進を行うことを追記。 	P.23-24、37

	<p>【2-2 錯誤捕獲の防止、猟法・猟具の基準等の適正化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>錯誤捕獲の防止、捕獲技術の開発のために錯誤捕獲の情報収集が必要であること、捕獲効率向上・捕獲意欲の低下防止が期待されることを追記。</u> ● ICT 機器等の活用によりわなの見回り頻度を1日1回から削減可能であることを追記。 ● とらばさみは許可捕獲でも認めないことを追記。 ※今後、<u>くくりわな等の罠の形状、設置方法、錯誤捕獲時の対応方法等について事例収集を行い、マニュアルを整備する。</u> <p>【2-3 狩猟鳥獣の選定の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 飼養されている動物との識別が外見上困難な種については、近年の狩猟実績も踏まえ、対象種としての適否を検討することを追記。 ※今後、鳥獣保護管理法施行規則を改正し、狩猟鳥獣の見直しを行い、ノネコ、ノイヌを対象外とすることを検討する。 	<p>P.13-14、 58、73</p> <p>P.36</p> <p>P.15-16</p>
<p>3.人材確保</p>	<p>【3-1 中長期的な鳥獣保護管理の担い手の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 緊急銃猟を現に実力を有するというのみで私人に依頼せざるを得ない状況は、本来是正すべきものであり、<u>地方公共団体職員である捕獲の担い手の育成・確保、民間事業者への委託も今後進めていく必要があることを追記。</u> ● 緊急銃猟を迅速かつ円滑に対応するために必要な体制を確保することが必要であることを追記。 ● 現場を支える人材として、<u>「捕獲を行う役割」「生息環境管理、被害防除対策を行う役割」「関係者の調整等を行う役割」</u>を追記。 ● 「捕獲を行う役割」として、法令等の規定、依頼内容への忠実な対応ができ、捕獲技術や他損・自損事故を起こさない能力を有していることが望ましいこと等を追記。また、<u>地方公共団体は事故時の賠償・保証ができる体制を整える必要があること、危険を伴う業務に対する追加的報酬の支払いができる体制にあることが必要であることを追記。</u> ● 「生息環境管理、被害防除対策を行う役割」として、都道府県専門人材との緊密な連携、各種ガイドライン等を基に現場で対策を実行できることが求められることを追記。 	<p>P.5、P.9、 P.20、</p> <p>P.9</p> <p>P.59-60</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ● 「関係者の調整等を行う役割」として、合意形成や調整、企画立案、地域住民への説明があることを追記。また、そのためには、傾聴、協力関係構築、地域課題の適切な把握、既存の枠組みにとらわれずに状況に応じた前向きな対応を提案・実行できる能力が求められることを追記。 ● <u>都道府県は、管内において持続可能な鳥獣保護管理事業の実施体制の確保に向けて、市町村と連携したうえで、目標年数を定め、計画的な整備に努めることを追記。</u>また、<u>緊急銃猟を含むクマの捕獲体制の整備を優先することが望ましいことを追記。</u>さらに、体制の確保にあたっては、<u>継続して安定的な財源の確保が必要であることに留意することを追記。</u> 	P.62-64
4.感染症対策	<p>【4-1 野生鳥獣に由来する感染症対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ワンヘルス・アプローチの観点を踏まえることを追記。 ● 高病原性鳥インフルエンザ対策の一環として、野生哺乳類をサーベイランスの対象とすること、それに対応する体制整備に努めることを追記。 ※具体的には、「野鳥等における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」「野生鳥獣に関する感染症対策に係る鳥獣保護管理の取組方針」に基づき取り組んでいく。 	P.4、P.19-20、P.22-23、P.66-67
5.その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 国の役割に、地域における鳥獣の保護・管理を担う人材や事業者の育成・確保のための研修機会の提供やガイドラインを策定すること、<u>指定管理鳥獣等については、全国的な分布域調査や個体数推定、個体群管理、効果的な捕獲、ゾーニング管理等に関する技術開発・普及を行うことを追記。</u> ● 都道府県の役割として、鳥獣保護管理の担当職員の確保に努めること、高度な捕獲技術を有する事業者の育成を進めることを追記。 ● 都道府県、市町村の役割として、<u>クマのゾーニングの決定、緊急銃猟への対応を追記。</u> ● 鳥獣の捕獲から処理までの一連の対応に問題が生じてないか確認すること、必要に応じて多様な主体により分担することについて追記。 ● 「伝統的な祭礼行事の目的」での捕獲許可の基準に、禁止猟法の例外規定として「矢を用いる場合であって、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性がないと認め 	P.5-6、P.17 P.6 P.6-7 P.14 P.45

	<p>られる場合は、この限りでない」ことを追記。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特定計画の目標設定に当たっては、保護管理政策の目的と手段のつながりである政策体系を作成するとともに、事業効果が発現していく経路（ロジックモデル）を確認することが求められることを追記。 ● 特定鳥獣の保護管理に当たっては、鳥獣担当部局以外の部局、市町村等を含めた多様な主体との協働が必要であること、特定計画を作成する部局が中心となり横断的な実行体制の中で縦割りを超えた調整を行うことで、相乗効果を高めていくことを追記。 ● 狩猟免許の取得を希望する者が多い場合は、試験の回数や場所の増加に努めることを追記。 ● 社会通念上許容される範囲を超えた言動が地方公共団体に寄せられることにより、当該職員の就業環境を害する場合については、毅然と対応し、職員を保護する方針を地方公共団体の組織内で明確化するなどの事前準備が求められることを追記。 ● 安易な餌付けについて、特にクマについては極めて危険な行為であるため、特に普及啓発に努めることを追記。 ● ニホンジカの計画的・効果的な捕獲対策を行うため、生息密度及び変化率を基に、捕獲強化地域を設定し、指定管理鳥獣捕獲等事業を計画的に実施することが望ましいことを追記。 	<p>P.51</p> <p>P.55</p> <p>P.62</p> <p>P.67</p> <p>P.67-68</p> <p>P.70</p>
--	--	--